

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

野田市長 根 本 崇 印

放射線対策に要した費用の請求について（平成 25 年度分）

東日本大震災に伴う貴社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への影響は本市域全域に及び、本市においては市民の安心安全を第一に、事故発生から現在に至るまで、この放射性物質への対応のため多大な費用及び労力を費やしてきた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号。以下「特措法」という。）第 44 条第 1 項においては「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されている。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会における平成 24 年 3 月 16 日付け中間指針第二次追補においては、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用等は、賠償すべき損害として認められるものとされている。

したがって、これまで本市が負担した放射線対策に要した費用全額について、国等の未措置部分を原因者である貴社が賠償すべきものとして、下記のとおり請求する。

また、平成 23・24 年度分として請求した費用のうち、貴社の未措置費用についても、今回、改めて請求する。

なお、26 年度に実施した放射線対策に要した費用については、後日改めて請求する。

記

1 請求額

放射線対策に要した費用	450,933,710 円
《内訳》（金額の詳細については別添資料参照）	
（1）25 年度分	166,443,902 円
・放射線低減対策費用	478,170 円
・剪定枝等処分費用	112,748,064 円
・道路等除染費用	27,190,215 円
・人件費	25,782,803 円
・その他	244,650 円
（2）23・24 年度未払い分	284,489,808 円

別添資料

平成 25 年度に放射線対策に要した費用

(単位：円)

項 目	金 額
(1) 25 年度分	
放射線低減対策費用	
・放射線測定器点検校正費用	364,770
・除去土壌仮置き場地下水セシウム濃度測定	113,400
計	478,170
剪定枝等処分費用	
・剪定枝等処分費用	107,329,346
・堆肥センター関連費用	5,418,718
計	112,748,064
道路等除染費用	
・側溝汚泥処分関係費用	27,190,215
計	27,190,215
人件費	
・放射能対策職員増員分	25,782,803
計	25,782,803
その他	
・除染業務従事職員等の健康診断費用	244,650
計	244,650
(1) 合計	166,443,902
(2) 23・24 年度未払い分	
・剪定枝等処分費用	203,778,961
・道路等除染費用	36,625,080
・人件費	37,682,782
・その他	6,402,985
(2) 合計	284,489,808
総計(1+2)	450,933,710